

# 飼料製造業者の皆様へ

＜暫定許容値を超えない飼料の生産のために＞

- 暫定許容値を下回る飼料を出荷しましょう。
- 暫定許容値を超えないよう、有害物質混入防止ガイドラインに則り、確実に工程管理を行いましょ

- 1 輸入飼料原料から生産された配合飼料は、放射性物質に汚染されているリスクは低いと考えられますが、平成23年産の国産農畜水産物に由来する、米ぬか油かす、ふすま、魚粉などの様々な国産飼料原料が流通するため、全ての飼料を対象にセシウムの暫定許容値を設定しました。

＜飼料中の放射性セシウムの暫定許容値＞

	放射性セシウム	
牛・馬・豚・家きん等用飼料	300 Bq/kg以下	濃厚飼料：現物 <sup>ベ</sup> -ス 粗飼料：水分80%換算
養殖魚用飼料(観賞魚用を除く。)	100 Bq/kg以下	(現物 <sup>ベ</sup> -ス)

- 2 このため、飼料製造業者の皆様は、有害物質混入防止ガイドラインに則り、
- ① セシウムに関する国産農畜水産物のモニタリングデータ等を勘案して、
  - ② 供給者と需要者間が協議の上、セシウムに関して、明確な飼料の取引規格を定め、
  - ③ 暫定許容値や取引規格を遵守するための製造手順や、原料や製品中のセシウムの含有量の確認などの具体的な手順等を定めて、製造・品質管理を適正かつ確実に行い、
- 給与する段階の飼料が暫定許容値300 Bq/kg(養殖魚用にあつては100 Bq/kg)を十分に下回るよう、工程管理を行いましょ
- (独)農林水産消費安全技術センターにおいては、飼料原料や配合飼料中のセシウムを測定し、その結果を関係事業者に情報提供しますので、製造・品質管理に活用しましょ
- 3 なお、平成23年産の米、麦を原料とするふすま、米ぬか油かす等の飼料利用を開始する場合は、事前に精米、精麦、米油製造、配合飼料製造等の関係事業者が、協議し、給与する段階の飼料が十分な余裕をもって暫定許容値を下回るようにしましょ
- 4 また、魚粉などの国産農畜水産物に由来するその他の飼料原料についても、同様に農畜水産物の放射性セシウムのモニタリングデータ等を勘案して、関係事業者が協議して工程管理を行いましょ

このことに関するお問い合わせは

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 小原、功刀(クヌギ)

代表：03-3502-8111(内線4546)ダイヤルイン：03-6744-1708